

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

目

次

## 示

土地改良区設立の認可申請

土地改良区設立認可

土地改良区の定款変更等認可

土地改良区から理事の氏名、住所の届出

農地法に基く土地の立入調査等

肥料の生産登録有効期間の更新

県営住宅賃貸の改正

管轄区域の変更

## 告

示

## ◇鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡東郷町大字別所河原政信外十

五人の者から、東郷町別所土地改良区設立の認可の申請

があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 縦覽に供すべき書類の名称

二 土地改良事業計画書の写

三 定款の写

四 縦覽の期間

昭和二十八年八月十二日から同年八月三十日まで

三 縦覽の場所

東伯郡東郷町役場

利害関係人において公告に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知

淀江町淀江土地改良区  
角 愛吉  
松井 彦一  
湯浅 友一  
龟山 大吉  
有田 幸雄  
花岡 一夫  
池口 源三  
渡瀬 一郎  
吹生 仁  
吉岡 竜  
武田 金治  
江尾町江尾土地改良区  
中川 武正  
福田 岩雄  
田中 正明  
手島 甚平

日野郡江府町大字江尾

淀江町淀江土地改良区  
西伯郡淀江町大字淀江

徳岡 栄壽

## 鳥取県告示第三百五十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第八十二条  
第一項の規定により、次の土地に立ち入つて調査及び測  
量をし並びに調査若しくは測量の障害となる竹木その他  
の物を除去し若しくは移転（以下「調査等」という。）  
するので、同条第三項但書の規定により通知にかえて公  
示する。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

調査の場所、調査等の物件の種類及び所在の場所並び  
に調査等の期間等

調査等の場所又は調査の物件	物件	調査の 期間	除去（ 移転）完了 の時期
の所在場所	種類	の期間	の時期
鳥取県 日野郡 日野上生山	土地	自二八、八、廿 至二九、三、三	同上
竹木			

## 鳥取県告示第三百五十号

西伯郡淀江町大字淀江松井彦一外十五人の者から申請が  
あつた淀江町淀江土地改良区の設立について、土地改良  
法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規  
定により、昭和二十八年七月十五日認可した。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

## 鳥取県告示第三百五十一号

東伯郡泊村大字石脇桜井壽太郎外十八人の者から申請の  
あつた泊村石脇土地改良区の設立について、土地改良法  
(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十条第一項の規定  
により、昭和二十八年四月四日認可した。

昭和二十八年八月十一日

昭和二十八年八月十一日

## 鳥取県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条  
第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の  
氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

## 鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条  
第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、上小鴨  
村耳土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行  
うことについて、昭和二十八年八月三日認可した。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

事に申し立てること。

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条の規定に基き次のとおり肥料の生産登録有効期間を更新した。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

番号	肥料の名称	生所業者名	書換年月日	書換事項(有効期間更新)
一一一	菜種油粕	鳥取市吉岡温泉町六三〇吉岡村農業協同組合組合長 稲村福惠	二八、一六 (住所)氣高郡吉岡村大字吉岡 昭和二十八年七月十九日	昭和三十一年七月十九日
一一二	菜種油粕粉末	米子市灘町二丁目七五 松本広雄	二七、一三 昭和二十三年七月二十三日	昭和二十三年七月二十三日
一一三	菜種油粕	日野郡石見村三吉五二 中村憲太郎	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一一四	菜種油粕粉末	西伯郡大国村字原四七七大國村農業協同組合組合長 生田正雄	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一一五	菜種油粕	西伯郡高麗村大字上万字一ノ宮一、一三五高麗村農業協同組合組合長 諸遊康英	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一一六	菜種油粕粉末	成実村字石井三三二成実村斎木光昌	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一一七	菜種油粕粉末	手間村字天万九三七ノ一手間村 吉持恒	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一一八	菜種油粕	鳥取市吉方三三二ノ二 中野嘉親	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一一九	菜種油粕	西伯郡法勝寺村四二一法勝寺村農業協同組合組合長 杉山重治	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二〇	菜種油粕	東伯郡中北条村字江北七三中北条村 斎尾嘉久	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二一	菜種油粕	由良町由良宿四九九 荒木義明	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二二	菜種油粕	米子市道笑町四丁目一 細木義文	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二三	菜種油粕	西伯郡尙徳村大字青木五五〇谷本尚	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二四	菜種油粕	御来屋町一、〇一三 後藤豊彦	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二五	菜種油粕	春日村大字古豐千八五四中本 武雄	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二六	菜種油粕	岩美郡浦富町大字浦富一、九〇七ノ一浦富町農業協同組合組合長 武田臺一	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二七	菜種油粕	西伯郡庄内村大字古御堂 金田政雄	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二八	菜種油粕粉末	米子市灘町二丁目一四九 中國化成株式会社 取締役社長 桑原武一郎	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一二九	菜種油粕粉末	西伯郡庄内村大字古御堂 金田政雄	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日

番号	肥料の名称	生所業者名	書換年月日	書換事項(有効期間更新)
一六〇	菜種油粕	西伯郡法勝寺村四二一法勝寺村農業協同組合組合長 杉山重治	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六一	菜種油粕	東伯郡中北条村字江北七三中北条村 斎尾嘉久	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六二	菜種油粕	由良町由良宿四九九 荒木義明	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六三	菜種油粕	米子市道笑町四丁目一 細木義文	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六四	菜種油粕	西伯郡尙徳村大字青木五五〇谷本尚	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六五	菜種油粕	御来屋町一、〇一三 後藤豊彦	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六六	菜種油粕	春日村大字古豐千八五四中本 武雄	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六七	菜種油粕	岩美郡浦富町大字浦富一、九〇七ノ一浦富町農業協同組合組合長 武田臺一	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六八	菜種油粕粉末	西伯郡庄内村大字古御堂 金田政雄	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日
一六九	米子市灘町二丁目一四九 中國化成株式会社 取締役社長 桑原武一郎	二七、二九 昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日	昭和二十三年七月三十日

昭和28年8月11日 火曜日 鳥取県公報 第2438号

支所名	出張所名	管轄	町	村	名	新	
鳥取	面影	鳥取市の一 部	米里村、津の井村				
"	美穂	鳥取市の一 部					
浜村	豊美	"					
"	大正	"					
浜村	宝木	宝木村、酒津村、瑞穂村					
支所名	出張所名	管轄	轄	町	村	名	旧
鳥取	面影	倉田村、面影村、米里村、津の井村					
"	美穂	神戸村、美穂村、大和村、東郷村					
浜村	豊美	明治村、豊美村、大郷村、吉岡村					
"	大正	大正村、千代水村、湖山村、松保村					
浜村	宝木	末恒村、宝木村、酒津村、瑞穂村					

2

新管轄町村の鳥取市の一  
部であるは旧町村の合併した区域

鳥取縣告示第三百五十六号

昭和二十七年十二月九日鳥取県告示第五百六十九号をもつて公示した鳥取県営住宅（鳥取市立川町五丁目及び鳥取市卯垣）の家賃を次のように改正し、昭和二十八年十一月一日から実施する。

昭和二十八年八月

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

昭和二十八年八月十一日

鳥取食糧事務所長 西山義雄

町村の一部合併に伴う管轄区域の変更について  
当所鳥取支所及び浜村支所の管轄区域及び関係出張所の

旧月額 六百八十四  
新月額 八百円

報

1

10

英文タイプ・ブライター  
東和タイブライター山陰代理店  
販計算器・玉屋測量器  
賣修理

有限  
会社

# 雜賀タイブライター商會

米子タイピースト学院

米子市道笑町二丁目一八番地  
電話(米子)一〇一二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日火金

印行者鳥取縣鳥取市東町  
刷所鳥取縣鳥取市東町  
編所鳥取縣鳥取市東町